毎週火・金曜日発行



報

目

次

平成十四年度保育士試験の実施 (三四六・子育て支援課)

農業振興地域の指定の一部改正 ( 三四七・農林政策課)

土地収用法による事業の認定 (三五一・建設管理課) 大規模小売店舗の施設等の変更に関する届出 ( 三四八~ 三五〇・商工業振興課)

道路区域の変更 (三五二・道路環境課)

過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の完了(三五三・道路環境課)

建築基準法による道路位置の指定(三五五・秋田建設事務所) 建築基準法による道路位置の指定 (三五四・北秋田建設事務所)

秋

特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (都市計画課)

土地改良区の役員の退任及び就任の届出 ( 鹿角総合農林事務所

土地改良区の役員の退任及び就任の届出 ( 仙北総合農林事務所) 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(仙北総合農林事務所)

土地改良区の役員の退任及び就任の届出 (平鹿総合農林事務所)

人事委員会公告

平成十四年度秋田県職員採用試験公告

平成十四年度警察官採用試験公告 二件

公安委員会告示

猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会の実施 (四四)

告

示

秋田県告示第三百四十六号

次のとおり平成十四年度保育士試験を実施するので、児童福祉法施行細則 ( 昭和四十 八年秋田県規則第十五号)第十四条第一項の規定に基づき、公告する。 児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号) 第十三条第二項の規定により、

平成十四年五月十七日

秋田県知事

寺 田 典 城

試験の日時及び場所 筆記試験

(1)

日時 平成十四年七月二十四日 (水)午前九時三十分から午後二時まで 平成十四年七月二十三日 (火)午前九時三十分から午後四時四十五分まで

(2)

秋田市旭北栄町一番五号

秋田県社会福祉会館

実地試験

(1

日時 平成十四年七月二十五日 (木)午前九時三十分から午後五時まで 平成十四年七月二十四日 (水)午後二時三十分から午後四時まで

平成十四年七月二十六日 (金)午前九時三十分から午後五時まで

(2) 場 所

秋田市旭北栄町一番五号 秋田県社会福祉会館

二 試験科目及び時間割

七月二十三日 教育原理及び養護原理

小児保健

社会福祉 児童福祉

七月二十四日 保育実習(筆記

(二)

小児栄養

発達心理学及び精神保健

保育原理 保育実習(実地(絵画制作))

> 午前十一時二十分から午後零時二十分まで 午前九時三十分から午前十一時まで 午後四時から午後四時四十五分まで

午後二時四十分から午後三時四十分まで 午後一時二十分から午後二時二十分まで 午前十一時二十分から午後零時二十分まで 午前九時三十分から午前十一時まで

午後一時から午後二時まで

午後二時三十分から午後四時まで

七月二十五日から七月二十六日 ( 県が指定した一日 ) 保育実習(実地(音楽及び言語))午前九時三十分から午後五時まで

但し、保育実習 (実地) にあっては、絵画制作、音楽、言語のうち二つを申請時

(三)

1

# Ξ に選択し受験することとする。

受験資格 次のいずれかに該当する者

- ものとして厚生労働大臣の定める者 十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずる 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による大学に二年以上在学して六
- なお、厚生労働大臣の定める者とは、次のいずれかに該当するものである。 に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた 学校教育法による大学に一年以上在学している者であって、平成十四年度中
- (2) 認めた者 あって平成十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者で
- (3) る者であると当該学校の長が認めた者 終学年に在学している者であって、平成十四年度中に卒業することが見込まれ 攻科 ( 修業年限二年以上のものに限る。 ) を卒業した者、又は当該専攻科の最 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科 (修業年限二年以上のものに限る。) 若しくは盲学校、聾学校、養護学校の専
- であって、修業年限二年以上のものに限る。)を卒業した者、又は当該専修学 成十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者 校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、平 若しくは各種学校(同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とするもの 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限二年以上のものに限る。)

秋

- てこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、 によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)又は文部科学大臣におい しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者 (通常の課程以外の課程 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者若 |年以上児童の保護に従事した者
- 平成三年三月三十一日において次のいずれかに該当する者 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者
- すると認定した者 を終了した者を含む。 学校教育を終了した者 ( 通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の )又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有

- 教育課程を二年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護 に従事した者 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した
- 教育課程を一年以上履修した者で、児童福祉施設において二年以上児童の保護 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した
- の保護に従事した者 満十八歳に達した後、 児童福祉法による児童福祉施設において三年以上児童

に従事した者

- いて適当な資格を有すると認定した者 一から四までに掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、 知事にお
- 受験申込みに必要な書類 平成八年三月三十一日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- 保育士試験受験申請書
- 添付書類
- 受験資格を有することを証する書類

通

- 住民票の写し — 通
- 五 受験申請書用紙の交付

期間及び時間

- までの午前九時から午後五時まで 日曜日及び土曜日を除き、平成十四年五月十七日 (金)から同年六月三日 (月)

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「保育士試験受験申請書請求」と朱書 秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部子育て支援課

し、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒 (A四判)を同封すること。

六 受験申請書の受付

期間及び時間

- (月) までの午前九時から午後五時まで 日曜日及び土曜日を除き、平成十四年五月二十四日(金)から同年六月三日
- 郵送の場合は、締切日必着とする。

 $(\Box)$ 

受験手数料

郵送の場合は、

封筒の表に「保育士試験受験申請書在中」と朱書すること。

健康福祉部子育て支援課

秋田市山王四丁目一番一号

納付方法 額 八千九百円

八 平成十四年十月上旬に秋田県公報に登載するとともに、受検者には書面で通知す 合格者の発表 受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

九 試験についての問い合わせ先

健康福祉部子育て支援課 (電話〇一八 八六〇 

改正する。 農業振興地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第百八十七号)の一部を次のように 秋田県告示第三百四十七号

平成十四年五月十七日

秋田県知事 田 典 城

務所並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。 表湯沢農業振興地域の項中「又は緑色」を「 、緑色又は青色」に改める。 ( 表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び雄勝総合農林事

秋田県告示第三百四十八号

五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。 規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、大

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。 いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

秋

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

届出事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田

昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

釈迦内ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

(=)

大館市釈迦内字稲荷山下二百九十四番地外

(三) (1) 変更する事項

小売業を行う者の閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

1 変更前 変更後 変更後 翌日の午前零時

変更前

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで 午前八時三十分から午後十時三十分まで

(四) 変更の年月日

平成十四年五月三日

(五) 変更する理由

消費者の利便性のため

届出年月日

平成十四年五月二日

関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 大館市役所

縦覧期間

平成十四年五月十七日から同年九月十七日まで

兀 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

意見書に添付する書面に記載すべき事項

Б

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第三百四十九号

規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第 五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する! 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、大

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。 いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

届出事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

(四)

(五)

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

(=)大規模小売店舗の名称及び所在地 能代長崎ショッ ピングセンター

変更する事項

能代市字長崎四十一番地一外

マックスバリュ東北株式会社 小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 変更後 翌日の午前零時

変更前 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

変更の年月日

届出年月日 消費者の利便性のため 変更する理由 平成十四年五月三日

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 縦覧場所 関係書類の縦覧場所及び期間

平成十四年五月二日

秋

能代市役所 商工港湾課

縦覧期間

平成十四年五月十七日から同年九月十七日まで

兀 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

意見を述べる者の氏名及び住所

意見書に添付する書面に記載すべき事項

五

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第三百五十号

規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、大

> 県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。 いて意見を有する場合は、 五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ 同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

平成十四年五月十七日

届出事項の概要

秋田県知事

寺 田 典 城

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住 原 田 昭

彦

大規模小売店舗の名称及び所在地 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

茨島ショッピングセンター

秋田市茨島四丁目三百八十一番二外

変更する事項

小売業を行う者の閉店時刻 マックスバリュ東北株式会社

変更前 午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 変更後 翌日の午前零時

変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(四) 変更の年月日

(五) 変更する理由 平成十四年五月三日

消費者の利便性のため

届出年月日

平成十四年五月二日

三関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

平成十四年五月十七日から同年九月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

道路の区域

事業の種類

大内町の名称

秋

市

町村

名

路線名

I

事

の

完

了 し

た

X

間

三 意見を述べる理由
、 意見の対象となる大規模小売店舗の名称( 意見を述べる者の氏名及び住所) 意見を述べる者の氏名及び住所

秋田県告示第三百五十一号

事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田 典

城

记帐也大内町健康運動公園整備事業

一起業地

収用の部分 由利郡大内町岩谷町字西越地内

使用の部分 なし

大内町役場

土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

秋田県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路・新日男告え第三日日 - こそ

平成十四年五月十七日の区域を変更する。

秋田県知事 寺田 典

城

O·三八O	九・五〇~四〇・五〇	n	В	紅	和反言和	亲	
O· IIO;	まで れ・五〇~一九・五〇	市宇留院内字七十刈一二番四地先から字観音下四番ー	A 湯 沢	A 泉	<b>E</b>	fi	県道
O· 三〇六	九・五〇~一九・五〇	宇留院内字七十刈一二番四地先から字観音下四番一まで	湯沢市宝	· 松 線	稲庭高松倉	旧	
延長(キロメートル)	敷地の幅員(メートル)	区間		線名	路	旧新別	道路の種類

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

) 易斤 建设を通び道格震境果二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

期間 平成十四年五月十七日から同月三十日まで メ 場所 建設交通部道路環境課

秋田県告示第三百五十三号

平成十四年五月十七日(平成十二年政令第百七十五号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。(平成十二年政令第百七十五号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。よる市町村道の工事を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に

秋田県知事寺 田 典 城

工事の種類 | 工事の完了した日

公

告

入札に付する事項

工事名 秋田中央道路整備工事

工事場所

秋田市大町地内から同市手形地内まで

工事内容

り、公告する。

平成十四年五月十七日

和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の六第一項の規定によ 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭

		秋	田	県	公	報		第1368号
	Г	路	秋				路秋	
門間 裕 一南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚七十四番	申請者の住所及び氏名	路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第	建烧装售长、留印二十5年长建第二年,号秋田県告示第三百五十五号		·	申請者の住所及び氏名	路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道秋田県告示第三百五十四号	西仙 北町 赤坂強首線
四、六十七番五、六十七番六南秋田郡飯田川町飯塚字塞ノ神六十七番	道路の位置の指定箇所	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第一年)第四十二条第一項第五年に対策でを遂	7. 6. 可以上,不停,一直停口,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,		三十八番十、三十八番二十の内北秋田郡比内町笹館字小森山三十八番九、	道路の位置の指定箇所	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道	一まで 一まで 仙北郡西仙北町大沢郷寺葭谷地七十番地十一から同町強首字上野台二十三番地十
五十四・八メートル	道路の延長	平成十四年丑月十七日	平戈上四手に引上 17日四十号)第十条の規定に基づき、公告する。		三十三・五五メートル	道路の延長	平成十四年五月十七日四十号)第十条の規定に基づき、公告する。	から同町強首字上野台二十三
六メートル	道路の幅員	L	塗づき、公告する。		四メートル	道路の幅員	立き、公告する。	番地十一道路改築
平成十四年五月九日	指定年月日	秋田県知事寺、田、典、城			平成十四年五月九日	指定年月日	秋田県知事寺、田、典、城	平成十四年四月二十五日

寺 田 典 城 (Ξ<u>χ</u>Ξχ· シールド掘進 千三百四十六メートル (JR区間を除く。)

シールド機械

設計・製作 一式

実施設計(シールド工、開削工)

一式 (JR区間を除く。)

秋田県知事

6

(五)(四) 工期 平成十九年三月中旬まで 発注方式 函渠隔壁工 一式 開削工 三百七十七メートル

の提案を受ける契約後VE提案方式の対象工事である。 案」という。)を受ける設計・施工一括発注方式並びに契約締結後に施工方法等 本工事は、入札前に設計提案及び施工方法等に関する技術提案 (以下「技術提

二百五十億三千百一万三千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

Ξ 人札に参加する者に必要な資格等

企業体」という。)であること。 八社の構成員から成る任意に結成された特定建設工事共同企業体(以下「 共同

(3 χ 2 χ 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。 共同企業体における出資比率が十分の〇・七五以上であること。 令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

る特定建設業の許可を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による土木一式工事に係

設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。 秋田県一般競争入札参加者名簿の一般土木工事に登載されていること。 入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間、

できないこと。 当該共同企業体以外の共同企業体の構成員として本件入札に参加することは

(2) 共同企業体の代表者となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知 共同企業体における出資比率が各構成員のうち最大であること。

の二以上の場合の者に限る。)を有すること。 た実績 (共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分 書)の土木一式工事の総合評点が千二百五十点以上であること。 市街地において、外径七メートル以上のシールド工事を元請けとして施工し

以上の場合の者に限る。)を有すること。 績 (共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の) 営業鉄道線路下を外径七メートル以上のシールドトンネルで横断した施工実

を本工事に専任で配置できること。 (土木一式工事) を有する者で、3に掲げる同種工事に携わった経歴のある者 技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有し、 かつ、監理技術者資格者証

- たしていること。 共同企業体の代表者以外の構成員のうち四社については、次に掲げる要件を満
- 書)の土木一式工事の総合評点が千二百五十点以上であること。 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知
- の二以上の場合の者に限る。)を有すること。 た実績 (共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分 市街地において、外径七メートル以上のシールド工事を元請けとして施工し
- を本工事に専任で配置できること。 (土木一式工事)を有する者で、(2)に掲げる同種工事に携わった経歴のある者 技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証
- に掲げる要件を満たしていること。 共同企業体の構成員のうち、三及び四の要件に該当しない三社については、 次
- (1) 書)の土木一式工事の総合評点が九百点以上であること。 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知
- の者に限る。)を有すること。 問わない。ただし、共同企業体の施工実績は、出資比率が十分の二以上の場合 市街地における工事を元請けとして施工した実績(工種及び工事の規模は、

(2

- つ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、 2に掲げる同種工事 に携わった経歴のある者を本工事に専任で配置できること。 技術士、一級土木施工管理技士又は一級建設機械施工技士の資格を有し、か
- らない 認申請書 (以下「申請書」という。) に記述した配置予定の技術者でなければな を配置できること。なお、設計技術者は、請負者が提出した競争入札参加資格確 共同企業体は、管理技術者及び照査技術者として次の資格を有する設計技術者
- は水道部門のうち選択科目を「下水道」とするものに限る。) とする。 管理技術者は、技術士(建設部門のうち選択科目を「トンネル」とする者又
- は水道部門のうち選択科目を「下水道」とするものに限る。) 又はRCCM (登録技術部門を「トンネル」又は「下水道」とする者に限る。) とする。 照査技術者は、技術士 (建設部門のうち選択科目を「トンネル」とする者又

## 兀

(1) 一般的事項

担当部局

(2) 設計図書に関する事項 秋田県建設交通部都市計画課総務班(電話〇一八 八六〇 二四四八) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番

契約条項を示す場所 秋田県秋田中央道路建設事務所総務班 (電話〇一八) 八三七 郵便番号〇一〇 〇八六四 秋田市手形住吉町一番九号 八八五二)

- 1に掲げる場所
- 人札説明書の交付期間及び交付場所

ついもがいこまずら書が下でによった。 (1)及び2)に掲げる場所で交付する。 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

提出場所及び提出方法 提案書及び施工実績等に関する資料(以下「技術資料」という。)の提出期間 申請書、競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)、技術

の上、一部 (技術提案書については、三部) 提出すること 平成十四年五月十七日から同年七月三日までの期間、一つに掲げる場所に持参

入札及び開札の日時及び場所

平成十四年九月二日午後二時 秋田県秋田中央道路建設事務所会議室

郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年八月二十九日午後五時 (1)に掲げる場所

### 五 技術提案書

技術提案書の作成及び提出

秋

四四に示す申請書、資格確認資料及び技術資料を併せて提出するものとする。 技術提案書の作成においては、四三で交付する入札説明書に基づくものとし、

技術提案事項について

である。 き、工事施工に必要な実施設計及び施工方法についての技術提案を求めるもの 別に示す仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づ

技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合がある

(3 権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合 その後の工事において、無償で使用できるものとする。 ただし、工業所有

関する受注者の責任が軽減されるものではない。 発注者が、提案された技術提案を適正と認めたことにより、 設計及び工事に

技術提案書の取扱い

技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする

(3)(2)(1 技術提案書の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。 技術提案書の返却及び公表は、行わないものとする

> (四) 技術提案書等の審査等

技術提案書等の審査は、公共工事技術審査委員会において行う。 審査に当たっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能

品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。

とする。 また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うもの

技術提案された事項について審査した結果についての通知は、平成十四年八

契約後のVE提案

月中旬までに郵送をもって通知する。

提案をすることができる。 せることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に関する技術 契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下さ

受注者から提案された技術提案の内容が、一般的に使用される施工方法等とな 受注者から提出された技術提案は、採用されない場合がある

し、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。 発注者が技術提案を適正と認め、 設計図書の変更を行った場合においても、

技

った場合は、その後の工事において発注者が無償で使用できるものとする。

七 その他 術提案を行った受注者の責任は、軽減されるものではない。

入札の方法

する金額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、 た金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ 算した金額 ( 当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に百分の五に相当する額を加 見積もった契約希望金額の百五分の百に相当

見積内訳明細書の提示

明細書 (設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。) を提示 すること。 入札者は、第一回の入札に際し、 数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳

入札の無効

た者のした入札は、 百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をし 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第 無効とする。

落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

る。 れした他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがあく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著し約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契

# 立)入札保証金及び契約保証金

### (1 入札保証金

百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。 規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。 ただし、規則第

## 2 契約保証金

規則第百七十八条第三号の規定により免除とする。

手続における交渉の有無無

契約書作成の要否 要

意契約により締結する予定の有無(無)の、本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随い、本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随い、契約手続において使用する言語及び通貨(日本語及び日本国通貨)

- 関連情報を入手するための照会窓口 四一に掲げる部局

) その他詳細は、入札説明書による。

秋

### 八概要

Summary

(1) Subject matter of the contract:

Construction work of the Akita Central Road

- (2) Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. 3 July, 2002
   (3) The date and time for the submission of tenders: 2:00 P.M.
- (3) The date and time for the submission of tenders: 2:00 P.M. 2 September, 2002 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M. 29 August, 2002)
- (4) Contact point for tender documentation concerning general affairs:City Plannning Division, Department of Public works and Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1, Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2448

blueprints: Akita Central Road Construction Office, 1-9, Tegata

sumiyoshicho , Akita City , Akita Prefecture 010-0864 , Japan TEL 837-8851

018-

第十七項の規定に基づき、公告する。 角市十和田土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、鹿

平成十四年五月十七日

秋田県知事

寺

田

典

城

就任理事の住所及び氏名 退任理事の住所及び氏名 鹿角市十和田錦木字浜田二十六番地 鹿角市十和田錦木字浜田十七番地 " " 三番地一 田 田 田 勝 信 利 治

条第十七項の規定に基づき、公告する。田市豊岩小山土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋

平成十四年五月十七日

秋田県知事寺 田典

城

就任理事の住所及び氏名 秋田市豊岩小山字狐森五十二番地 秋田市豊岩小山字狐森五十二番地 退任理事の住所及び氏名 11 11 下浜楢田字上野百四十番地 字上野六十八番地 字狐森五十五番地 字狐森二百五十七番地 字狐森百五十四番地 字狐森二百五十七番地 字狐森百五十四番地 字中山二百五十一の一番地 字前田表百六十九番地 字狐森五十五番地 字狐森二百四十一番地 字前田表百六十九番地 斎 鈴 佐 鈴 鈴 斎志佐鈴鈴近 深 今 近 賀 木 木 木 木 木 正幸政鉄幸 繁定正 政鉄幸 信夫芳 雄信 芳 司 雄 隆 司雄隆

" " 字北太田八十一番地 三 浦 力	""字九十九沢百二番地 佐々木岩 藏	伊 藤 広	""字落合九十六番地""""""""""""""""""""""""""""""""""""	"",字一一一字一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	""字寺山三十六番地 佐藤、芳、男	""字高寺十七番地""""""""""""""""""""""""""""""""""""	大曲市内小友字元木八十七番地 佐藤 秀 一	二、就任理事の住所及び氏名	" " 字九十九沢百六十七番地 邑山 涼	" " 字元木五十八番地の一 伊藤広秋	""字落合九十六番地""""""""""""""""""""""""""""""""""""	" , 字 一字 一一	""字寺山三十六番地 佐藤、芳、男	""字高寺十七番地""""""""""""""""""""""""""""""""""""	字元木八十七番地	大曲市内小友字太田五十九番地の二 加藤 加 一	() 退任理事の住所及び氏名	一 大曲市内小友西部土地改良区	秋田県知事 寺田 典 城	平成十四年五月十七日	の規定に基づき、公告する。	の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次		" 豊岩小山字狐森五十六番地 佐賀 英志	"下浜楢田字上野百十七番地""""""""""""""""""""""""""""""""""""	秋田市豊岩小山字狐森二百二十五番地 池田 仁美	四 就任監事の住所及び氏名	"下浜楢田字上野百十七番地" 深井 徹	""字狐森二百二十五番地""""""""""""""""""""""""""""""""""""	秋田市豊岩小山字中山二百五十一の一番地 志賀 幸 夫	三 退任監事の住所及び氏名	""字上野六十八番地""""""""""""""""""""""""""""""""""""	秋田市下浜楢田字上野百四十番地 今野)定雄
""字館前百九番地	""字太田五十九番地の二	大曲市内小友字中沢百六十一番地	三 退任監事の住所及び氏名		""字荒町百一番地	""字太田八十九番地の一	"字中沢百七十一番地十四	""字伊勢堂三十八番地の一	""字中沢八十九番地	""字太田百十八番地	常常   字荒町百四十七番地	""字館前五十八番地	""字荒町七十二番地	大曲市内小友字館前六十六番地	二 就任理事の住所及び氏名	常常   字館前九十五番地	""字荒町百一番地	""字太田八十九番地の一	""字中沢百七十一番地十四	""字伊勢堂三十八番地の一	""字中沢八十九番地	""字太田百十八番地	常常	""字館前五十八番地	常常   字南尻引百二十一番地	大曲市内小友字荒町七十二番地	一	二、大曲市内小友土地改良区		大曲市内小友字高寺百十七番地	四 就任監事の住所及び氏名	) " 字九十九沢百十六番地一	大曲市内小友字高寺百十七番地	(三) 退任監事の住所及び氏名
	_					_	十四	<u>o</u> –										9	地十四	地の一					<b></b>				地一			地一		

横手市百万刈字百万刈百九十番地

平鹿郡大雄村田根森字田村街道西二十五番地

川原谷

平鹿郡大雄村田根森字田村街道西十四番地

黒川字鶴巻田百四十一番地

鎌松土高五十田下田橋嵐

昭 祐

清 治 輝

勇太郎

薄井字下開八十九番地 沼館字八卦百六十の三番地

字薄井九十三の一番地

十二番地

字下大見内百二の一番地

康

11

"

"

字佐加里南六十二番地

 $(\Box)$ 

就任理事の住所及び氏名

進事業 (農業用用排水施設整備) ) の施行について、平成十四年四月十九日認可した ので、同条第十一項に基づき、公告する。 北郡千畑町土地改良区から申請があった新たな土地改良事業(安城寺地区基盤整備促 (四) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、 平成十四年五月十七日 大曲市内小友字中沢百六十一番地 就任監事の住所及び氏名 字太田百二十五 字館前百九番地 伊橋井 村 俊 仙 一誠雄 (四) (三)

城

秋田県知事 寺 田 典

の規定に基づき、公告する。 の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次 平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

平鹿郡大雄村田村野土地改良区

平鹿郡大雄村田根森字田村街道西二十五番地 平鹿郡大雄村田根森字田村街道東五十七番地 大曲市角間川町布晒百六番地 平鹿郡大雄村田根森字田村街道西十四番地 退任理事の住所及び氏名 横手市黒川字上和野百三十八番地 横手市百万刈字百万刈百九十番地 黒川字鶴巻田百四十一番地 " 字佐加里南六十二番地 六番地 守沢 五十嵐 鎌松 味 大 土 高 下 田 田 九左之門清治輝 辰 勇太郎 幸雄

(=)

平鹿郡雄物川町薄井字西手取百三十四番地

11

字上大見内百十七番地

平鹿郡大雄村字高津野百七十三番地五 横手市下境字北大屋敷八十番地 平鹿郡大雄村字高津野百七十三番地五 横手市下境字北大屋敷八十番地 退任監事の住所及び氏名 平鹿郡大雄村田根森字田村街道東五十七番地 就任監事の住所及び氏名 横手市黒川字上和野百三十八番地 大曲市角間川町布晒百六番地

雄物川町館合土地改良区 退任理事の住所及び氏名

平鹿郡雄物川町薄井字西手取百三十四番地 就任理事の住所及び氏名 " 薄井字下開八十九番地 沼館字八卦百六十の三番地 字上大見内百十七番地 字薄井二百二十七の一番地 字薄井九十三の一番地 字家後四十四の三番地 字下大見内百二の一番地 字下開三百八十四番地 字薄井百六番地 字上船沼百七番地 八十五の一番地 小後佐宮古畑越古佐佐佐佐

後菊宮古畑越古佐佐佐佐 田内山前内 松太郎 三四郎 正 忠昇政忠 司

字家後四十四の三番地 字下開三百八十四番地 字薄井百六番地 字上船沼百七番地

> 田 内山前 三四郎 正昭忠昇政忠 司

藤 信

加鎌 信 雄 進

加鎌 大 友 水 人 辰 雄門 憲 辰 雄進

守 沢

(三) 平鹿郡雄物川町薄井字上船沼八番地 退任監事の住所及び氏名 平鹿郡雄物川町薄井字薄井二百二十七の一番地 字下開三百二十二番地 川吉小 小 田野 野 政 清 勲 吉

字大見内百十四の一番地

川吉小

野 田

吉

政 清

清

## 平鹿郡雄物川町薄井字上船沼八番地 就任監事の住所及び氏名 字下開三百二十二番地 字大見内百十四の一番地

(四)

### 事 委 員 会 公

告

# 人

平成14年度秋田県職員採用試験公告

て次のとおり公告する。 人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験につい 試験の種類及び程度 平成14年5月17日 秋田県人事委員会委員長 加賀谷

쪬

# 試験区分、採用予定人員及び職務内容

平成14年度秋田県職員採用上級試験

大学卒業程度

2

	総	莽	濉	採	ゴ	맭
	□⊳		· 小			悪
	H		ı	짤		×
糾	<del> </del>	₩	般)	哥	及	分
2	2	1			16	採用予定人員(人)
企業局の課、 的技術業務!		的技術業務	知事部局の		知事部局の課又は 事務に従事する。	職
(1		的技術業務に従事する。	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門		书式	務
発電事務所等に勤務して専門 従事する。			幾関に勤務し		機関に勤務して行政	丞
して専門			して専門		して行政	呦

校 ₩ 兖 G 小・中学校、県立学校、教育庁又は教育機関に勤務して学校事務又は行政事務に従事する。

## 浴心

邭

崎

清

ω

給(月額180,400円)、その他の職種は行政職給料表2級2号給(月額174,400円) 地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される. が支給され、 初任給は平成14年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表二2級2号 このほか扶養手当、 住居手当、 通勤手当、 期末手当、 勤勉手当、 寒冷

## 受験資格

25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、 受験できない。 次のとおりとする。 ただし、 日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和

(1) 行政、林学、総合土木、電気、学校事務

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる

昭和48年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者 昭和56年4月2日以降に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)

秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの を卒業したもの若しくは平成15年3月31日までに卒業する見込みのもの又は

### (2)

度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験で (1)のア又はイの要件を満たす者で、 薬剤師の免許を有するもの又は平成14年

## (3) 震学 (一般)

普及員の資格を取得する見込みのものが受験できる。 員の資格を有するもの又は平成14年度中に実施する改良普及員資格試験で改良 (1)のア又はイの要件を満たす者で、 改良普及員(農業経営)若しくは改良普及

試験の実施日、 場所、方法等

## (1) 第1次試験

### A 実施日

平成14年6月23日 (田)

### 4 場所

都道府県会館 秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

Ð 方法

大学卒業程度の教養試験、専門試験及び論文試験を行う

### Н 合格者の発表

合格者には書面で通知する。 平成14年7月5日(金)に、 県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、

### (2) 第2次試験

## 実施日及び場所

## (3) 資格調査

方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

# (4) 最終合格者の発表

平成14年8月下旬に、 県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、

得できなかった場合には、それらの者は採用候補者名簿から削除される 資格を取得する見込みのものが平成15年3月31日までに改良普及員の資格を取 許を取得できなかった場合及び「農学(一般)」の最終合格者で、改良普及員の 取得する見込みのものが平成14年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免 ちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を 請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、 最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの 提示された者のう

### (2) 予定時期

平成15年4月以降

## 受験手続

7

名古屋事務所、福岡事務所及びAターンプラザ秋田において交付する 各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所

出すること 受験希望者は、

# (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成14年5月20日(月)から同年6月5日(水)

までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける

に殴り、 なお、郵送による申込みは、平成14年6月5日(水)までの消印のあるもの 受け付ける

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市

やの街

山王四丁目1番2号

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

電話018(860)3253)に行うこと

平成14年7月下旬に、秋田市において行う

# 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う

は書面で通知する 合格者に

# 採用の方法及び予定時期

# (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁県民ホール、総合生活文化会館(アトリオン)、

# (2) 受験の申込み

受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提

# 平成14年度警察官採用試験公告

て次のとおり公告する。 人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験につい

平成14年5月17日

秋田県人事委員会委員長

加賀谷

煛

### $\bigcirc$ 種類

試験の種類、 区分及び実施機関

# 平成14年度警察官採用試験

# (2) 区分及び実施機関

警察官 A	警察官A 、女性警察官A 及び女性警察官A	試 験 区 分
秋田県、埼事委員会並	秋田県人事	涆
킕、埼玉県、千 員会並びに警視	委員分	施
千葉県及び神奈 {視庁		機
$\equiv$		*#
県の各人		ست

# 試験の程度及び採用予定人員

2

女性警察官A	警 窓 日 A	試験区分				
			祖			
2	∞	秋田県	採			
		埼玉県	用 予			
		千葉県	产			
	/	神奈川県	人 員(人			
		警視庁				

Ø

女性警察官A	警察官A	
	<b>&gt;</b> 十 十 淮 范	小以排出
6	22	
	3	
	5	
	3	
	3	

望とすることはできない。 警察官 A の受験者は、 第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志

- 職務内容及び給与
- (1) 職務内容

交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、 被疑者の逮捕

(2) 給与(平成14年4月1日現在の秋田県の例)

( 215 ,100 円 )	円)	199 900 円	( 1:	
1級9号給	豁	級 7 号給	_	
公安職給料表	表	安職給料表	公安	
採用1年後	帮	#	族	

等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。 以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、 勤勉手当、 寒冷地手当

## 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	桃	瀮
激 自 A		昭和48年4月2日 から昭和59年4月 1日までに生まれ た男性	ア 学校教育法(昭和22年法律 第26号)の規定による大学 (短期大学を除く。以下同じ。) を卒業した者又は平成14年9	昭和22年》 官による大章 く。以下同い (は平成14年
、性醫察官 A	· · · · · ·	昭和48年4月2日 から昭和59年4月 1日までに生まれ た女性	月30日までに卒業する見込みの者 の者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者	不業する見込 がアに該当っ 歴を有すると

劉

女性警察官A	ing 浴 IDI A
<b>秋</b> 田 	秋千塔神留田葉玉宗课具具点记得
昭和48年4月2日 から昭和60年4月 1日までに生まれ た女性	昭和48年4月2日 から昭和60年4月 1日までに生まれ た男性
める者	ウ 学校教育法の規定による大学を卒業した者又は平成15年 3月31日までに卒業する見込みの者 エ 人事委員会がウに該当する 者と同等の学歴を有すると認

16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。 ただし、 日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第

- 試験の実施日、 場所、方法等
- (1) 第1次試験
- 実施日

平成14年7月14日(日)

方法

場所 秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

- Ū
- 大学卒業程度の教養試験、論文試験及び身体検査を行う。
- 合格者の発表
- (ア) 警察官A 、 田県の場合 女性警察官A 女性警察官 A 及び警察官A で志望が秋

か、合格者には書面で通知する。 平成14年7月26日(金)に、 県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほ

(イ)警察官A で志望が秋田県以外の場合

平成14年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

実施日

(2) 第2次試験

- (ア) 警察官A 田県の場合 女性警察官A 女性警察官A 及び警察官A で志望が秋
- 平成14年8月上旬
- (イ) 警察官A で志望が秋田県以外の場合

平成14年9月

一寸回

7 掃駅 秋田市

Ū 方法

(ア) 警察官A 田県の場合 女性警察官A 、女性警察官A 及び警察官A で志望が秋

力検査を行う。 第1次試験の合格者に対して、口述試験、 適性検査、 身体精密検査及び体

(イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

資格調査 第1次試験の合格者に対して、口述試験、 適性検査、

(3)

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う

(4) 最終合格者の発表

県の場合 警察官 A 、女性警察官A 女性警察官A 及び警察官A で志望が秋田

には書面で通知する。 平成14年8月下旬に、 県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、 、合格者

警察官 A で志望が秋田県以外の場合

平成14年11月下旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する

採用の方法及び予定時期

(1) 方法

ななれ 引入 までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除され 業できなかった場合並びに警察官A 及び女性警察官A で平成15年3月31日 δA なお、警察官A 及び女性警察官A で平成14年9月30日までに大学等を卒 最終合格者は、秋田県警察官A 、警察官A 当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。 当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され 採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登載 、女性警察官A 及び女性警察

(2) 予定時期

警察官 A 及び女性警察官 A

平成14年10月1日 及び女性警察官 A

受験手続 平成15年4月1日

7

警察司 A

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、

(1)受験申込書の交付

ターンプラザ秋田において交付する。 所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び A ホール、総合生活文化会館(アトリオン)、各地方部県民室、 大館地区総合事務 県庁県民

受験の申込み

内の各警察署に提出すること 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県

(3) 申込受付期間

体力検査等を行う。

までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける 日曜日及び土曜日を除き、平成14年5月20日(月)から同年6月5日 1 (米)

に殴い、 なお、郵送による申込みは、平成14年6月5日(水)までの消印のあるもの 受け付ける。

その街

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局 (秋田市 警察署に行うこと。 山王四丁目1番5号 山王四丁目1番2号 電話018 (863)1111 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市 内線2622~2624)又は県内の各

(2)試験の詳細については、 別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成14年度警察官採用試験公告

て次のとおり公告する。 人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験につい

平成14年5月17日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 煛

試験の種類、 区分及び実施機関

 $\frac{1}{2}$ 種類

平成14年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

女性警察官B	警察自B	試験区分
<b>公田宗八事安貝</b> 五	     	実 施 機 関

# 2 試験の程度及び採用予定人員

女性警察官B	瓣 彩 B	試験区分
高等学校卒業程度	高等学校卒業程度	程度
2	∞	採用予定人員(人)

# 職務内容及び給与

## (1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕 交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与(平成14年4月1日現在の秋田県の例)

高等学校	华
:学校卒業程度	翻
公 1 1	菜
公安職給料表 1級2号給 (160,200円)	囲
表給の	帮
公安職給料表 1級4号給 (174,100円)	採用 1 年後

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

## 受験資格

159年 4 月 1 日までに生まれた女性	昭和48年4月2日から昭和59年4月1	女性警察官B
日から昭和59年4月1日までに生まれた男性	昭和48年4月2日から昭和	警察官B
◈ ・ 性 別	年	試験区分

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)

を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業の見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

- 試験の実施日、場所、方法等
- (1) 第1次試験

## 7 実施日

平成14年7月14日(日)

· 和配用

秋田県庁正庁 秋田市山王四丁目1番1号

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験、作文試験及び身体検査を行う

エ 合格者の発表

平成14年7月26日(金)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

## (2) 第2次試験

実施日

平成14年8月上旬

イ場所

秋田市

ウ 方法第 1 次試験の合格者

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力 検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う

(4) 最終合格者の発表

平成14年8月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- 採用の方法及び予定時期
- (1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官B 採用候補者名簿又は秋田県女性警察官B 採用候補者名簿に登載され、秋田県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。秋田県警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成14年10月1日 S除毛结

- 7 受験手続
- (1) 受験申込書の交付

ターンプラザ秋田において交付する ホール、総合生活文化会館(アトリオン)、各地方部県民室、 秋田県人事委員会事務局、 東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、 秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、 福岡事務所及びA 大館地区総合事務 県庁県民

# (2) 受験の申込み

内の各警察署に提出すること。 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県

# (3) 申込受付期間

までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。 日曜日及び土曜日を除き、平成14年5月20日(月)から同年6月5日(水)

に限り、 なお、郵送による申込みは、平成14年6月5日(水)までの消印のあるもの 受け付ける

## やの街

 $\infty$ 

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市 警察署に行うこと。 山王四丁目1番5号 山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市 電話018 (863)1111 内線2622~2624)又は県内の各
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

### 公 安 委 員 会 告 示

秋

# 秋田県公安委員会告示第44号

行令(昭和33年政令第33号)第5条の7第2項の規定に基づき、公表する 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による

秋田県公安委員会委員長 쨇 #

品

## 実施年月日

平成14年5月17日

平成14年6月17日(月)午前9時から午後4時30分まで

### 2 実施場所

秋田市山王四丁目1番3号 秋田県職員会館

## ω 講習科目及び講習時間数

いについて5時間実施する 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱

- 受講定員
- 受講申込みに必要な書類
- (1) 受講申込書 2通
- (2) 写真 2枚

大きさが3センチメートル四方のものとする 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

- 受講申込み等
- (1) 申込み用紙の交付

各受付場所において交付する

(2) 受付期間

日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。 第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成14年5月17日(金)から6月14 日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)

(3) 受付場所

講習手数料 住所地を管轄する県内の各警察署

6,800円

受講申込書を提出する際、 秋田県証紙により納付すること

- その句
- (1) 講習終了後考査を行い、 習修了証明書を交付する 講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、
- 問い合わせること (電話018 863 1111内線3173)又は県内の各警察署生活安全(保安)係に 講習について不明の点は、 秋田県警察本部生活安全部生活保安課危険物対策係

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日和所株式会社松原印刷社 和表验(C) O) 五 電話(20八七六六 FAX(20) O) O) 五 電話(20八七六六 FAX(20) O) 五 和表面的 和 社

